

一般社団法人りむすびADRセンター調停手続きのご利用について

①担当調停者の選任

当センター長が、第一調停者として弁護士から1名、第二調停者としてりむすび共同養育コンサルタントから1名を選任します。

②納付費用

調停手続きに関する費用は以下のとおりです（税別）。なお、当事者間に負担割合についての合意があるときは合意内容に準じます。

項目	負担者	費用	備考
調停申立手数料	申立人	20,000円	申立人が相手方に直接連絡する場合は不要
調停期日手数料	当事者	各21,000円	延長料60分毎各14,000円
調停期日出張費	当事者	負担割合に準ずる	調停者最寄駅から調停場所まで30分毎2,000円の出張費
調停期日交通費	当事者	負担割合に準ずる	調停者最寄駅から調停場所までの実費
調停期日キャンセル料	当事者	負担割合に準ずる	調停期日手数料と出張費に対して、調停期日2日前30% 前日40% 当日50%
合意書作成手数料	当事者	各20,000円	

③意見・資料に含まれる秘密の取扱い

- ・調停手続きは非公開で実施します。
- ・調停者は秘密保持の遵守を誓約し守秘義務が課せられています。職を退いた後も同様です。
- ・手続実施記録に記録された情報はすべて秘密とします。
- ・文書は施錠できる保管庫に保管し、電磁的記録はパスワードを設定し管理します。
- ・オンライン調停の録音・録画や画面を撮影することを禁止しています。

④当事者が調停手続きを終了させるための要件・方式

- ・申立人は取下書を提出することでいつでも調停の申立を取り下げることができます。
- ・相手方は調停手続終了申出書を提出することでいつでも調停の終了を申し立てることができます。
- ・いずれも、調停手続の期日においては、担当調停者に口頭で告げることもできます。

⑤担当調停者による調停手続の終了

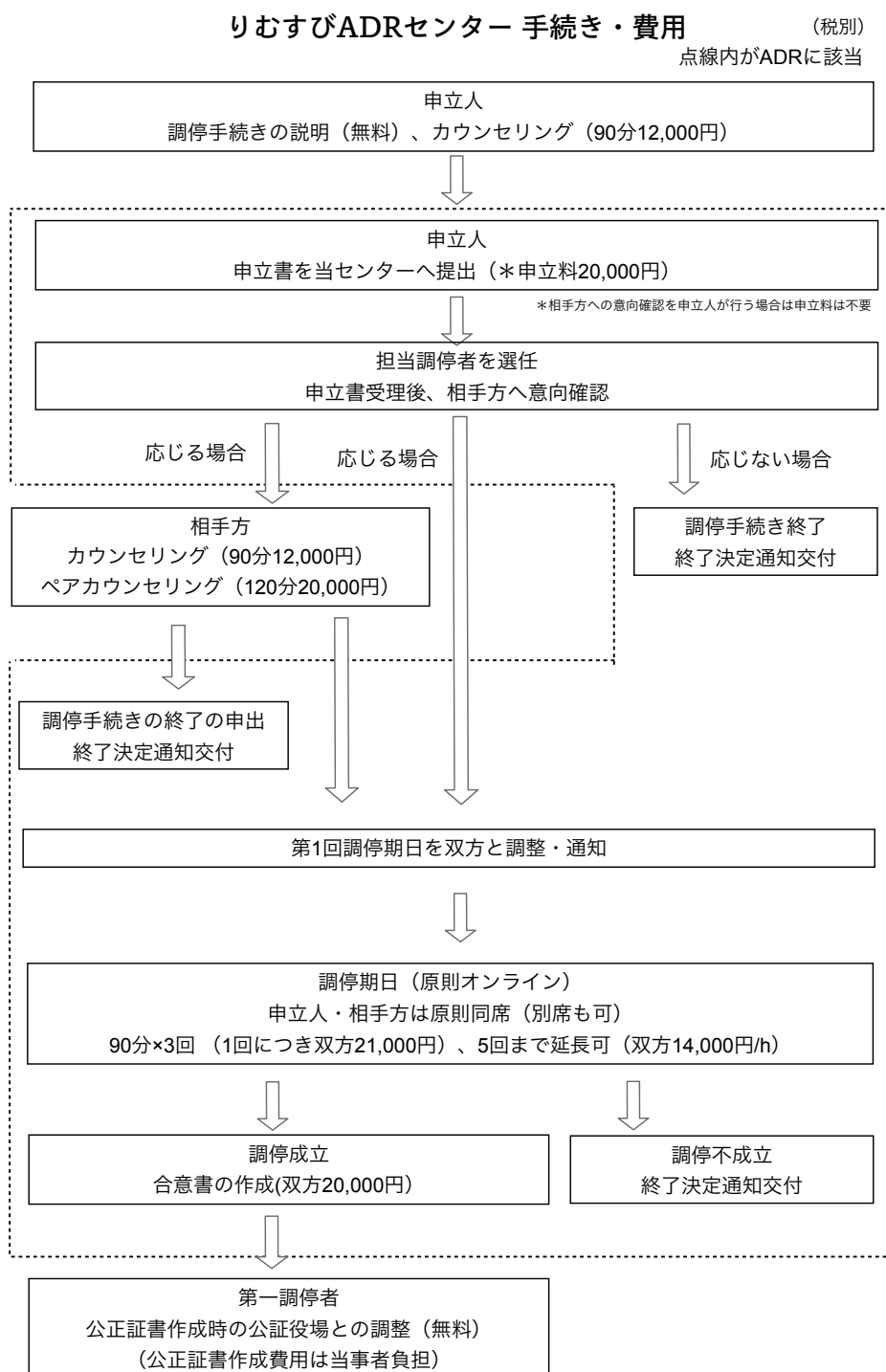
以下に該当すると判断した場合は、合意が成立する見込みがないものとして調停手続を終了します。

- ・一方の当事者が正当な理由なく2回以上調停手続の期日に欠席したとき
- ・一方の当事者が合意をする意思がないことを明確にしたとき
- ・合意が成立する見込みがなく、調停手続を続行することが、当事者の一方又は双方に対し合意が成立することにより不利益を与えると判断したとき
- ・当事者間に合意が成立する見込みがないと判断したとき

⑥合意書作成

- ・担当調停者は、合意の成立の年月日と合意案の内容を記載した書面を作成し、当事者双方に読み聞かせ、署名又は記名押印して合意書を作成します。
- ・作成枚数は、すべての当事者の数に1を加えた数とします。
- ・合意書は、担当調停者が配達証明郵便又はそれに準ずる方法により当事者に送付します。

⑦調停手続の開始から終了に至るまでの標準的な手続の進行



⑧ご留意事項

- ・調停者は中立な立場であり、当事者いずれかを説得する役割はありません。
- ・調停者の弁護士は、当事者いずれかから個別の法律相談をお受けすることはいたしかねます。
- ・ADRの流れやお手続きなどのご説明は無料となります。
- ・申立人には申立書をご提出いただく前に事前カウンセリングをお受けいただきます（有料）。
- ・相手方の事前カウンセリング、また申立人と相手方によるペアカウンセリングにより気持ちの面の整理を行った上で調停にのぞまれることを推奨しております（有料）。